

関係計画の状況

平成29年12月21日
福島県商工労働部商業まちづくり課

各種土地利用等関係計画の見直し状況

- ◆福島県総合計画(H24.12改定)
- ◆福島県復興計画(第3次)(H27.12策定)
- ◆福島県国土利用計画(H25.3改定)
- ◆福島県土地利用基本計画(H25.4一部変更)
- ◆福島県都市計画区域マスタープラン(中通り、会津:H26.5策定、浜通り:H16.5策定)
- ◆ふくしま創生総合戦略(H27.12策定)
- ◆福島県商工業振興基本計画(H29.3改定)

◆ 福島県総合計画 ふくしま新生プラン (H24.12改定)

第3章 政策分野別の主要施策(抜粋)

[取組の方向性・主要施策]

① 広域的なまちづくり・地域づくりを進めます。

・公共交通機関の利用促進に関する取組

パークアンドライドシステムの導入などにより、公共交通機関の利用を促進します。また、公共交通機関の利用に積極的に取り組んでいる企業・団体を認証し、社会的評価を高めます。

・鉄道の輸送力改善などに関する取組

JR東日本などに対して、新駅設置など鉄道施設の整備や輸送力の改善を要望します。

・生活交通の確保に関する取組

広域的・幹線的なバス路線やまちなか循環バス、デマンド型交通システムの導入への支援など、生活交通の確保に関する取組を行います。

・土地の利用価値向上に関する取組

土地区画整理事業などを促進し、土地の利用価値を高めます。

・都市と農山漁村地域の交流連携に関する取組

都市部において、地元農産物の販売を促進し、地産地消を進めます。また、農林漁業体験など、農林水産業者と都市住民との交流活動の受入に取り組みます。

・地域資源を生かした持続的成長が可能な地域づくりに関する取組

地域住民や各種団体などと連携して、多彩な風土などの地域資源を活用した地域づくりについて検討を行うとともに、地域活性化のための仕掛けづくりや個性と魅力ある地域づくりに取り組みます。

② 中心市街地の活性化を図ります。

・土地の高度利用、災害に強いまちづくりに関する取組

市街地再開発事業や優良建築物等整備事業、暮らし・にぎわい再生事業などを促進し、土地の高度利用と災害に強いまちづくりを進めます。

・持続可能な、歩いて暮らせるまちづくりに関する取組

都市機能の中心市街地への誘導と公共交通機関の利用促進、トランジットモールの整備を組み合わせるなど、持続可能な、歩いて暮らせるまちづくりを進めます。

・街なか道路の整備に関する取組

街なか道路の整備を推進するとともに、街なか道路を花と緑の回廊とする地域住民の取組を促進します。

・中心市街地における住宅の整備促進に関する取組

中心市街地において、地域優良賃貸住宅など高齢者や若年層などの家族向けの住宅供給を促進します。

・中心市街地への商業施設、公共・公益施設の立地促進に関する取組

郊外への立地、特に規模の大きな小売商業施設の立地を抑制するとともに、中心市街地への商業施設、公共・公益施設、オフィスの立地を促進します。

・中心市街地の空き店舗活用などに関する取組

中心市街地の空き店舗活用などの取組を行います。

・中心市街地におけるイベント開催に関する取組

中心市街地において、音楽、文化、芸術などのイベントの開催に取り組みます。

・都市の緑化に関する取組

都市公園の整備、風致地区の保全などにより、都市の緑化を推進します。

◆福島県復興計画(第3次)(H27.12策定)

Ⅲーi 復興へ向けた重点プロジェクト(抜粋)

1 避難地域等復興加速化プロジェクト

○復興拠点の整備

住宅、役場機能、商業施設、医療機関など、暮らしに必要不可欠な機能を備えたまちづくりを進めつつ、復興拠点相互に連携・補完した取組により、広域的な機能を有する拠点の整備を通じて、復興に取り組んでいく。

2 生活再建支援プロジェクト

○帰還に向けた取組・支援

被災したインフラの復旧をはじめとして、医療・福祉・商業機能などの生活関連サービスの確保、市町村が取り組む復興拠点整備への支援、住宅再建や帰還に関する相談支援、広報誌や帰還支援アプリなどによる情報提供など、帰還に向けた環境を整えていく。

◆福島県国土利用計画(H25.3改定)

※「福島県土地利用基本計画」については、内容が重複するため、省略。

第2章2 県土利用の基本方針(抜粋)

(2)土地需要の量的調整

都市的土地利用については、**郊外への無秩序な市街地拡大と拡散の抑制**と併せて、土地の有効利用・高度利用を一層推進し、良好な市街地の形成と再生を図る。

また、**農用地や森林などの自然的土地利用については**、農林業の生産活動の場としての役割や県土保全機能や自然環境保全機能など、農業や森林の有する多面的機能に配慮して、適正な保全を基本とし、**都市的土地利用への転換に当たっては、慎重な判断のもとで計画的に行う。**

なお、津波被災地域などの復興特区制度を活用した土地利用の再編においても、これらの考え方を前提としつつ、円滑かつ迅速に行うものとする。

第2章3 県土利用の基本方向(抜粋)

(1)地域類型別

① 都市

(略)

都市については、人口減少や少子高齢化の進行の中で、全体としては市街化圧力が低下することが見通されるが、このような状況の中、**環境負荷の少ない都市形成**を目指し、**郊外への無秩序な市街地拡大と拡散の抑制**と併せて**都市機能の集積と適正な配置を進めることにより、誰もが暮らしやすい、コンパクトで質の高い都市環境の形成を図っていく必要がある。**

特に、**本県は特定の都市に人口や機能が集中することなく、各地域に拠点となる都市が存在し、これらの都市と周辺の農山漁村などが機能分担と連携によって特色ある地域が形成される県土構造となっており、今後、それぞれの地域の活力を支えていくためには、これらの都市の機能の維持・向上を図っていく必要がある。**

このため、市街地においては、**中心市街地などへの都市機能の集積と地域の公共交通ネットワークの維持により良好なアクセスを確保しつつ、良好な都市景観の形成に配慮した土地利用の高度化と空き地などの低未利用地の有効利用を促進する。**一方、市街化が見込まれる地域においては、地域の実情に即した計画的で良好な市街地などの形成を図る。なお、**新たな土地需要に対しては、市街地内の低未利用地等の活用を優先させ、農用地や森林などからの転換は、抑制**することを基本とする。

◆福島県都市計画区域マスタープラン(県北、県中、会津)(H26.5改定)

2-2) - I 都市政策における基本理念・基本方針(抜粋)

□基本方針

○都市と田園地域等が共生する都市づくり

広大な自然的環境の中に都市が点在しているあり方が、本県の個性と魅力を形成している現状を踏まえた上で、各地域の豊かさと活力を向上させ、ふくしまの魅力を一層高めていくため、**都市と田園地域等が交流し、共生していく都市づくりを推進**する。

○地域特性に応じたコンパクトな都市づくり

人口の減少など都市を取り巻く環境が大きく変化している中で、経済性や効率性のみが重視された拡散型の都市づくりを転換し、生活環境を重視した**持続可能な集約型の都市を実現**するため、**地域の特性や実状等に対応したコンパクトな都市づくりを推進**する。

○ひと・まち・くるまが共生する都市づくり

今後の超高齢社会等を見据え、**自動車への過度な依存を改め**、「ひと」を重視した生活環境の形成を進めていくため、「ひと」と「くるま」とともに、様々な活動の場となる「まち」を一体的に捉えながら、「ひと」と「まち」と「くるま」が共生する都市づくりを推進する。

2-2) - II 都市づくりの理念(抜粋)

○魅力とにぎわいのある中心核と産業基盤の形成

福島市、郡山市、会津若松市を各広域都市圏の拠点として、文化、医療、福祉、商業等の都市機能の充実を図り、市街地の活性化、にぎわいの創出を図る。

○環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりの推進

各拠点間を結ぶ効率的な道路整備による渋滞の抑制や利便性の高い公共交通体系構築により、**過度に自家用車に依存しない移動手段の検討を進める**など温室効果ガスの抑制に努める。

◆ふくしま創生総合戦略(H27.12策定)

I 基本理念(抜粋)

II ふくしまの持つ潜在能力・強みを生かす

首都圏に隣接する地理的条件や、田舎暮らし希望地域の上位県であることなどの本県のポテンシャルを生かし、**地域に「ないもの」ではなく、今「あるもの」を掘り起こし、知恵と工夫により、十分に磨き上げる施策展開を進めていきます。**

III 未来を担う若者が、ふくしまの可能性を信じ、希望をかなえられる社会を実現する。

若い世代の人口減少は、労働力人口の減少や消費市場の縮小を引き起こし、地域の経済規模を縮小させるとともに、地域コミュニティの持続可能性を脅かし、更なる人口流出を引き起こす悪循環に陥る恐れがあることから、**若い世代に対する施策を重点的に進めていきます。**

V 地域創生を推進する重点プロジェクト「地域創生のための7つの挑戦」(抜粋)

“しごとづくり”への挑戦

(1) ふくしまの雇用・起業創出プロジェクト

○**起業促進**等による雇用創出

(2) 「しごと」を支える若者の定着・環流プロジェクト

○**若年層の県外流出の抑制**

○**県外若年層の県内環流の促進**

“まちづくり”への挑戦

(7) 「リノベーションのまちづくり」プロジェクト

○**商店街の新たな価値の創造**

○**リノベーションでまちの新たな魅力を創造**

◆福島県商工業振興基本計画(H29.3改定)

第3章2 めざす産業の将来像と実現に向けた施策の基本的方向(抜粋)

(5) 産業を支える「人と地域」が輝いている「ふくしま」

【めざす産業の将来像】

人々が集う中心市街地に都市機能が集積し、**持続可能な歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりが各地に形成**されているとともに、まちとまち、**都市と農山漁村との連携**により、それぞれの地域の特色を生かした役割分担と補完関係が生まれ、それぞれがにぎわいと活力に満ちた地域となっています。

【施策の基本的方向】

誰もが安心して暮らしやすい魅力的で持続可能なまちづくりを進めるため、商業を始めとする都市機能が集積した歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進するほか、**魅力的でにぎわいにあふれる中心市街地の形成**を図ります。また、**都市と農山漁村との間における双方向の交流を促進**し、農山漁村で作った産品が都市でより身近な存在となり、都市と農山漁村がともに支え合う環境を整えていきます。